旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年４月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①さくらツーリスト　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－345号　④千葉直子　宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木５丁目３番地25　⑤本社営業所　宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木５丁目３番地25　⑥平成24年４月19日　⑨平成25年３月19日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木５丁目３番地25　千葉直子

Ｂ　①株式会社キーウイコーポレーション　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－674号　④株式会社キーウイコーポレーション　栃木県小山市大字乙女445番地126間々田１階　代表取締役　田井貴偉　⑤本社営業所　栃木県小山市大字乙女445番地126間々田１階　⑥平成23年９月５日　⑧平成25年２月１日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県小山市大字乙女445番地126間々田１階　株式会社キーウイコーポレーション　代表取締役　田井貴偉

Ｂ　①彩の国・武蔵野観光　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－889号　④長谷時男　埼玉県上尾市大字上野本郷155番地７　⑤彩の国・武蔵野観光　埼玉県さいたま市西区大字二ッ宮802－２　⑥平成13年９月11日　⑧平成25年３月15日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県上尾市大字上野本郷155番地７　長谷時男

Ｂ　①有限会社ＫＯＵＲＯＳ・ＴＲＡＶＥＬ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－836号　④有限会社ＫＯＵＲＯＳ・ＴＲＡＶＥＬ　横浜市西区平沼２丁目１番16―301号　代表取締役　河本美奈子　⑤本社営業所　横浜市西区平沼２丁目１番16―301号　⑥平成16年３月25日　⑧平成25年２月25日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市西区平沼２丁目１番16―301号　有限会社ＫＯＵＲＯＳ・ＴＲＡＶＥＬ　代表取締役　河本美奈子

Ｂ　①中門観光有限会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－289号　④中門観光有限会社　長野県諏訪郡富士見町富士見9540－１　代表取締役　小松勇一　⑤本社営業所　長野県諏訪郡富士見町富士見9540－１　⑥昭和63年３月１日　⑧平成25年３月８日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県諏訪郡富士見町富士見9540－１　中門観光有限会社　代表取締役　小松勇一

Ｂ　①伊豆トラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－372号　④有限会社伊豆トラベル　静岡県田方郡函南町大土肥１番地１　代表取締役　伊澤公夫　⑤本社営業所　静岡県田方郡函南町大土肥１番地１　メゾンド長島　⑥平成４年３月18日　⑧平成25年２月23日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県田方郡函南町大土肥１番地１　有限会社伊豆トラベル　代表取締役　伊澤公夫

Ｂ　①日総トラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2536号　④日総シンクタンク株式会社　大阪市淀川区西中島四丁目７番12号　代表取締役　富田一行　⑤本店　摂津市鳥飼中３丁目４番11号　⑥平成22年１月６日　⑧平成25年３月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市淀川区西中島四丁目７番12号　日総シンクタンク株式会社　代表取締役　富田一行

Ｂ　①宮脇木材有限会社　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－347号　④宮脇木材有限会社　広島県神石郡神石高原町下豊松865番地　代表取締役　宮脇康行　⑤トマトプラザ本店　広島県神石郡神石高原町上豊松1755番地　⑥平成15年３月24日　⑧平成25年３月24日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県神石郡神石高原町下豊松865番地　宮脇木材有限会社　代表取締役　宮脇康行

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年４月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①平和トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2558号　④河野明男　東京都板橋区板橋二丁目44番11号　⑤本社営業所　東京都板橋区板橋二丁目44番11号　⑥昭和59年12月12日　⑦平成25年３月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社大進観光　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－313号　④有限会社大進観光　三条市長嶺304番地　代表取締役　早川淳　⑤本社営業所　三条市長嶺304番地　⑥平成15年１月30日　⑦平成25年１月29日　⑧60万円　⑨300万円